

【リポジトリ(学術成果物提供)における注意事項】

福岡工業大学において作成された学術研究・教育活動の成果物の登録にあたっては、「[福岡工業大学学術機関リポジトリ運用指針](#)」をご確認いただくとともに、下記の注意事項にご留意ください。

登録いただける方

本学に在籍する、もしくは在籍したことのある教職員、大学院生の方に限ります。

(上記以外の方でも登録できることがありますので、図書館までお問合せください。)

登録対象となる学術成果物

- 1.学術的で登録者(=著作権者)が作成に関与した教育・研究成果物
(学術雑誌掲載論文、研究紀要、博士学位論文、科学研究成果報告書、研究報告、技術報告、調査報告等)
2. ネットワークを通じて配信できること

著作権について

- 1.研究成果の著作権を保有する人(登録者)や機関の許諾が必要になります。
- 2.著作権は著作権者(著者自身、出版社、大学等)が保持したままです。
(リポジトリ登録により著作権が移譲されることはありません。)

学術雑誌掲載論文について

学術雑誌に掲載された論文の著作権は出版社にあり、その出版社がリポジトリ登録を認めていれば本学のリポジトリに登録することができます。

ただし、掲載論文そのもの(出版社版)の登録を許可している出版社は少数で、多くの出版社は、査読前あるいは査読後の著者原稿のみの登録を許可しています。出版社版、査読前原稿、査読後原稿のいずれが登録できるのかは図書館で調査いたします。

※ 雑誌掲載論文の出版社・学協会著作権ポリシーは、以下で確認することができます。
(すべてが掲載されているわけではありません。)

海外出版社 → [SHERPA/RoMEO](http://www.sherpa.ac.uk/romeo/) (<http://www.sherpa.ac.uk/romeo/>)

国内:学協会著作権ポリシーデータベース → [SCPJ](http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/)(<http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>)

※出版社・学協会の公開条件は[こちら](#)を参照してください。(著作権ポリシー.PDF)

博士学位論文について

学位規則(昭和28年文部省令)の一部改正に伴い、知的財産権(特許関係や共著者の許諾等)の権利処理等、やむを得ない事由がある場合を除き、平成25年4月1日の学位授与分から、機関リポジトリを利用して博士学位論文を公表することになっていますので、図書館で随時登録します。

『福岡工業大学リポジトリ登録申請書』を提出する必要はありません。

知的財産権等の権利処理について

公表にあたっては、事前に知的財産権等の権利処理が必要な場合があります。適正な権利処理が行われないまま公表されますと、深刻な問題に発展するおそれがあります。

特に下記の場合、著作権等の確認が必要ですのでご注意ください。

- ① 論文の一部又は全部が学術雑誌に掲載されている(あるいは掲載予定の)場合
 - ② 論文の一部又は全部が図書として出版されている(あるいは出版予定の)場合
 - ③ 博士学位論文に収録する論文に共著者がいる場合
 - ④ その他、学位授与者以外の者が当該博士学位論文の一部に著作権を有する場合
- ②については、出版社に許諾を得てください。③④については、それぞれ共著者、その他の著作権者にインターネット公表の許諾を得てください。いずれの場合も、許諾が得られない場合は、別途要約を作成し公表していただくこととなります。

参照URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331790.htm

参照URL：http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/daigakuin/detail/1331796.htm

学術成果物の登録手順(学術成果物の提出から発信まで)について

『[学術成果物の登録手順](#)』をご参照ください。

よくある質問に対する回答(FAQ)について

『[FAQ](#)』をご参照ください。(逐次更新していく予定です。)